別紙

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果

提出された御意見	総務省の考え方
(1) 全体 我が国における情報通信ネットワークの利用が多種多様な拡がりを見せる現状において、端末機器の技術基準適合認定等に関する表示条件の緩和を推進する今回の省令改正案に賛同いたします。	(1) 改正案に賛同する御意見として承ります。
(2) 第十条、第二十二条、第二十九条、第三十八条、第四十三条の第一項第一号に記載された内容 「…当該表示を付す面積が確保できない端末機器にあっては、当該端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付すこと。」の中で、「当該表示を付す面積が確保できない端末機器にあっては、」に関して、面積が確保できないことを判定するのは、技術基準適合認定等を取得する認証取扱業者であると理解しておりますが、念のため、確認させていただきます。	(2) 御指摘のとおり、表示を付す認証取扱業者等の判断となります。 なお、例えば、会社ロゴ等が付されることにより当該表示を付す面積が確保できなくなる場合は、「当該表示を付す面積が確保できない端末機器」には該当しないと判断します。
(3) 第十条、第二十二条、第二十九条、第三十八条、第四十三条の第一項第一号に記載された内容 「…当該表示を付す面積が確保できない端末機器にあっては、当該端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付すこと。」については、各条の第二項に記載されている表現に合わせて、「…当該表示を付す面積が確保できない端末機器にあっては、当該端末機器に付属する取扱説明書等に付すこと。」とすることを要望致します。 【一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会】	(3) 技術基準適合認定等を受けた端末機器本体への表示が原則ですが、本体に当該表示を付す面積が確保できない端末機器に限っては、利用者の技適マークの確認の容易性を考慮し、「付属する取扱説明書」と「包装又は容器」の見やすい箇所の２ヶ所に表示することとしているものです。 以上のことから、原案のとおりとさせていただきます。